四日市市立西橋北小学校

暴風警報、東海地震注意報・警戒宣言が発令された場合のお子さまの登下校について、原則とし て次のように処置いたしますので、警報について十分ご注意くださいますようお願いいたします。

尚, 「**暴風雪警報**」につきましては、暴風警報と同じに扱ってください。今回お知らせする以下 の対応は、四日市市教育委員会基準に準拠するとともに、地域の実情を考慮しています。

1. 暴風警報. 東海地震注意報または東海地震警戒宣言が発令中のとき

解除時刻	解除された場合	発令されていた場合
午前7時30分までに 解除	平常どおり (注1) (給食または簡易給食あり)	7時30分以降に発令中なら 自 宅待機
午前10時30分までに 解除	解除1時間後に集まって 集団登校,その後授業を開始 (簡易給食あり) (注1)	
午前10時30分以降に 解除されたとき	臨時休校	10時30分に発令中なら 臨時休校

※(注1)ただし、登校に危険が予想される場合は、登校時間を遅らせたり、学校長の裁量で 臨時休校にしたりする場合もあります。

始業時刻(8:30)までに暴風警報が発令されそうなとき

- ☞保護者の判断で、自宅において待機させてもよい。
 - ◆この場合,必ず学校に連絡してください。(児童の所在,安否確認のため)
- 3. 在校中に暴風警報・東海地震注意報・東海地震警戒宣言発令・震度5以上

の地震が起こったとき

- □ 保護者等の出迎えがあるまで学校に残します。
- ☞学童の児童も学校に残します。
 - ◆学校より、すぐメール、ホームページ(HP)の「お知らせ」で連絡します。電源が 落ちてメールが発信できない場合でも学校で安全に預かります。保護者の身の安全・ 道路等の安全が確保され次第お迎えをお願いします。
 - ◆被災の状況により、教室での引き渡しになるか、体育館、ホールでの引き渡しになる かは変わります。当日の職員の指示に従ってください。

◆引渡しはカードへ記入してある方のみに行います。未成年への引渡しは行いません。

4. 登下校中に大地震が起こったとき

- ☞防災登下校で学んだことを元に、建物やブロック塀から離れることや安全なところでしゃがんで揺れがおさまるのを待つなどの危険回避の行動をとります。
- ◆どこまで歩いてきているかによって学校へ行くか、家に戻るかあらかじめ各家庭で相談 しているように行動します。家に戻っても保護者が不在で家に入れなければ学校へ来さ せてください。
- ◆すぐメールが発信できる場合は「児童の安否確認」の意味も含めて発信しますので、必ず開封確認をして、情報を提供してください。

5. 暴風警報以外の気象に関する警報(大雨洪水警報等)が出されているとき

- ☞通常どおりに登校します。
- ◆ただし、学校長の判断により自宅待機あるいは臨時休校とするときは、すぐメール、H Pの「お知らせ」で連絡します。